

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識すると共に、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に応え、証券市場の参加者、利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券市場の発展に貢献することを使命とし、健全な業務運営を通じてゆるぎない社会的信頼を確立することを目指す。

・こうした企業理念のもと、会社法上の機関設計として「監査役会設置会社」を採用し、証券・金融界を含め、広く経済界から社外取締役および社外監査役を積極的に招聘し、多角的な視点からの監督・監査を行う体制を整備する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1 - 4 いわゆる政策保有株式>

政策保有株式に関する方針

・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、安定的・長期的取引関係の構築等の目的において、必要と判断する企業の株式を保有します。

・政策保有株式の投資効率や経済合理性等については、毎年、取締役会に報告し、検証することとします。

議決権行使方針

・政策保有株式にかかる議決権の行使については、原則として、全ての議案に対して議決権を行使することとし、議案ごとの賛否の判断は保有先企業の中長期的な企業価値向上および保有先企業の株主共同の利益に資するかならびに当社の株式保有の意義が損なわれないかなどについて総合的に勘案します。

<原則1 - 7 関連当事者間の取引>

・当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社の「企業理念」「経営方針」(<http://www.jsf.co.jp/about/philosophy/>)および「中期経営計画」(<http://www.jsf.co.jp/ir/management-policy/plan/>)については、ホームページ、決算説明会資料などに開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

・基本方針については、ホームページ(<http://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>)に開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役および執行役員報酬の決定ならびに取締役、監査役および執行役員候補の指名に関しては、経験・実績等を勘案し、取締役会における審議を経て決定しております。

・なお上記に関しては、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」において検討し、その検討をもとに取締役会で決定します。「指名報酬委員会」の委員の過半数は社外役員としております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

・株主総会招集通知に全ての取締役・監査役候補の選任理由を記載しています。

<補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要>

・取締役会を経営方針等にかかる意思決定機関として位置付け、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項についても審議します。

・経営の効率化および業務執行の迅速化を図るため、取締役会は執行役員を選任し、取締役会で審議する事項以外の業務の執行について委任します。

・執行役員は取締役会の意思決定に基づき業務を遂行します。

・業務執行にかかる重要事項等を審議する「経営会議」および業務執行状況の報告等を行う「執行役員会」を設置しています。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準>

・当社の独立性判断基準については、ホームページ(<http://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>)に開示しています(コーポレートガバナンスに関する基本方針 別紙)。

<補充原則4 - 11 - 1 取締役会の多様性および規模に関する考え方等>

・取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数

- を定款の定める範囲において確保します。
- 取締役のうち2名以上は独立性を有した社外取締役とします。
- 選任手続きについては上記「原則3 - 1(4)」に記載のとおりです。

< 補充原則4 - 11 - 2 役員の兼任状況 >

- 取締役および監査役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

< 補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価 >

- 平成28年度の実効性について、取締役会が監督機能を発揮するための環境整備を評価の重点項目とし、取締役会の構成、運営、非常勤役員への情報提供およびステークホルダーとのコミュニケーションについて、各取締役および監査役による評価をもとに、取締役会として分析・評価を行いました。
- 当社取締役会の構成については概ね適正であり、取締役会の審議事項、資料および当日の説明ならびに事前説明による非常勤役員への情報提供については適切であることを確認しました。またステークホルダーとのコミュニケーションも適切に行っていることを確認しました。以上から、当社取締役会の実効性は概ね確保できていると評価しました。
- ただし、役員の数については、現在の事業規模に比して多いと評価し、本年の株主総会終了後、取締役、監査役ともに1名減らすこととしました。また取締役会の実効性の更なる向上の観点から、開催回数、報告事項のテーマ設定などに改善の余地がみられると認識し、今後対応していくこととします。

< 補充原則4 - 14 - 2 役員のトレーニングの方針 >

- 取締役および監査役に対しては、その役割や責務を実効的に果たすため、当社の業務・財務・組織等に関する情報や法令等に関する知識について、就任する取締役または監査役の経歴、経験等を勘案の上、提供の機会を設定しています。また、必要に応じて、これらの情報または知識を継続的に更新する機会を提供しています。

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

- 株主および投資家(以下「株主等」という。)からの対話の申し込みに対しては、当社が相当と認める範囲および方法で対応します。
 - 株主等との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は次のとおりとします。
- 株主等との対話については経営企画部経営企画課が所管し、経営企画部担当役員が統括する。
 - 株主等との対話にあたっては、経営企画部経営企画課が中心となり、業務開発部などの社内各部署および関係会社と、情報交換などを通じて適切に連携する。
 - 株主等との対話の手段の充実を図るため、定期的な決算説明会の開催等を行う。
 - 株主等との対話により把握した意見等については、定期的に取締役等に報告する。
 - 株主等との対話にあたっては、法令及び社内規程に従い、インサイダー情報を適切に管理する。
 - 株主判明調査等により、株主構造の把握に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	16,945,172	16.94
公益財団法人資本市場振興財団	4,810,043	4.81
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,739,046	4.73
株式会社みずほ銀行	4,536,379	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,579,500	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,443,400	2.44
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,966,300	1.96
日本証券代行株式会社	1,460,625	1.46
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1,353,300	1.35
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,288,072	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況に関する注記

平成28年7月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ポラー・キャピタル・エル・エル・ピーが平成28年7月22日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として期末現在における実質所有株式数の確認ができませんの

で、上記大株主の状況には含めておりません。
所有株式数:4,234千株 所有株式数の割合:4.23%

平成29年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行他4名の共同保有者が平成29年1月26日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行を除き、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社みずほ銀行	所有株式数:4,536千株 所有株式数の割合:4.54%
みずほ証券株式会社	所有株式数:105千株 所有株式数の割合:0.11%
みずほ信託銀行株式会社	所有株式数:640千株 所有株式数の割合:0.64%
アセットマネジメントOne株式会社	所有株式数:4,877千株 所有株式数の割合:4.88%
アセットマネジメントOneインターナショナル	所有株式数:475千株 所有株式数の割合:0.48%
合 計	所有株式数:10,633千株 所有株式数の割合:10.63%

平成29年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド他1名の共同保有者が平成29年3月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
所有株式数:5,689千株 所有株式数の割合:5.69%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
今井 敬	他の会社の出身者													
前 哲夫	他の会社の出身者													
篠塚英子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 敬			新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)の経営に長年にわたって携わられるほか一般社団法人経済団体連合会会長を務められるなど、経済界における豊富な経験と幅広い見識に基づいた当社業務に関する助言や監督を期待するとともに、当社の業務執行取締役から独立した客観的立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員の要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。

前 哲夫	<p>取締役前哲夫氏が平成20年4月まで代表取締役副社長を務めていた大和証券株式会社は、当社の取引先の一つであります。平成28年度の同社との取引の状況は次のとおりです。</p> <p>1. 同社への貸付金等が当社グループの資産全体に占める割合は1%以下、大和証券グループの負債全体に占める割合は0.5%以下です。</p> <p>2. 同社との取引に伴う収益の総額が、当社グループの営業収益に占める割合は1%程度、大和証券グループの営業費用に占める割合は0.5%以下です。</p> <p>3. 同社との取引に伴う費用の総額が、当社グループの営業費用に占める割合は0.5%以下、大和証券グループの営業収益に占める割合は0.1%以下です。</p>	<p>大和証券株式会社および株式会社大和証券グループ本社の経営に長年にわたって携わられるほか日本証券業協会会長を歴任されるなど、証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づいた当社業務に関する助言や監督を期待するとともに、当社の業務執行取締役から独立した客観的立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。</p>
篠塚英子		<p>公益社団法人日本経済研究センターの研究員を長年務められたほか、日本銀行政策委員会の審議委員を務められるなど、金融および経済学における高度な専門知識と豊富な経験に基づいた当社業務に関する助言や監督を期待するとともに、当社の業務執行取締役から独立した客観的立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役

補足説明

- ・指名報酬委員会の委員は、取締役・監査役の中から、取締役会の決議によって選定し、委員の過半数は社外取締役または社外監査役とします。
- ・委員長は委員の互選により決定しております。
- ・委員のうち、その他1名は当社の社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人との間で適宜連絡をとるとともに、密接に情報交換を行っているほか、内部監査部門である監査部と連携して、業務の遂行および法令、規則の遵守状況を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯村 修也	他の会社の出身者													
神山 敏夫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯村 修也		当社は、監査役飯村修也氏が平成28年6月まで勤務していた株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に対し、当社の貸付にかかる担保株式の一部の管理等を委託しており、当該事務に伴う同社の経費相当額を支払っております。また、所定の上場に関する料金を支払っております。平成28年度に当社が支払ったこれらの費用の総額が日本取引所グループの営業収益に占める割合は0.1%以下、また当社グループの営業費用に占める割合は1%程度とごく僅かであります。	東京証券取引所において長年勤務され、証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づく当社業務に係る監視や監査を期待するとともに、高い独立性を有しており、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから独立役員の要請を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の監査業務およびコンプライアンスの実現に資すると判断したため。
神山 敏夫			公認会計士および税理士として会計・財務における高度な専門的知識と豊富な経験に基づく会計、財務および税務に係る監視や監査を期待するとともに、高い独立性を有しており、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員の要請を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の監査業務およびコンプライアンスの実現に資すると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社の独立性判断基準については、ホームページ(<http://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>)に開示しています(コーポレートガバナンスに関する基本方針 別紙)。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成28年度より社外取締役を除く取締役に対して信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期の報酬については、取締役13名(うち社外取締役3名)に対し321,508千円(うち社外取締役19,800千円)支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役および執行役員の報酬

・業務を執行する取締役および執行役員の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。役員賞与については経営責任を明確にする観点から、毎期の業績に連動して決定した金額を支給します。

・株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。社外取締役および監査役は定額の月額報酬のみとし、役員賞与および株式報酬の支給は行いません。

・取締役および執行役員の具体的な報酬の決定については、指名報酬委員会における検討を経たのち、その検討結果をもとに取締役会で決定します。また、報酬枠や報酬体系の変更等についても、指名報酬委員会において検討します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役(社外監査役)の補佐は、経営企画部経営企画課がその業務の一環として行っております。

・社外取締役(社外監査役)への情報伝達体制として、社外取締役(社外監査役)が取締役会を欠席した時は、当該取締役(監査役)に対し議事内容の説明を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 経営体制

当社における経営体制の概要は以下のとおりです。

- ・取締役会を経営方針等にかかる意思決定機関と位置付け、当該意思決定に基づき業務執行を行う執行役員を選任いたします。
- ・取締役は、取締役会の構成員として会社業務にかかる意思決定と代表取締役の業務の監督を行い、執行役員は、取締役会の意思決定に基づき会社業務を遂行いたします。
- ・取締役は、執行役員を兼務することができることとします(業務執行取締役)。
- ・執行役員の構成は、業務執行取締役 および執行役員であります。
- ・業務執行取締役である執行役員の職名は、当該取締役の職制による職名としております。
- ・執行役員の任期は1年であります。

2. 組織の概要

当社は、経営に対する監督機能強化の観点から、取締役9名のうち3名を社外取締役とし、社外取締役を中心とした取締役会を設置しているほか、監査役3名のうち2名を社外監査役とする監査役会を設置しております。このほか、当社の経営の意思決定等を行う組織として、経営会議および執行役員会を設置しております。また、これらの組織の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

- ・取締役会の構成員数は10名以内であり、現在社内取締役6名、社外取締役3名(うち女性1名)の構成です。

- ・取締役会は、原則として月1回開催することとしており、臨時に取締役会を開催することができることとしております。なお、平成28年度は10回開催しております。
- ・取締役の職名は取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役とします。このうち、取締役会で業務執行を行う取締役(業務執行取締役)を定めることとします。
- ・社外取締役を3名選任しており、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識に基づく助言・発言を通して、当社業務運営の適正化担保、外部からの客観的・中立的な経営監督機能を期待しております。

(2) 監査役会

- ・監査役の構成員数は社外監査役を半数以上とする4名以内であり、現在社内監査役1名、社外監査役2名の構成です。
- ・監査役会は、監査役の職務の執行に関する事項等の決議を行い、また、監査役の権限行使に関する協議を行うこととしております。
- ・監査役会は、必要に応じ随時開催することとしており、平成28年度は10回開催しております。
- ・社外監査役を2名選任しており、豊富な経験と幅広い見識に基づいた監視機能を期待しております。

(3) 経営会議

- ・経営会議は、当社の業務執行にかかる重要事項を審議することを目的としております。
- ・経営会議の構成員は業務執行取締役であり、現在6名の構成です。また、必要ある場合は業務執行取締役以外の取締役および監査役が出席することができることとなっております。
- ・経営会議は、原則として週1回開催しております。また、臨時に経営会議を開催することができることとしております。

(4) 執行役員会

- ・執行役員会は、業務執行状況の報告等を行うことを目的としております。
- ・執行役員会の構成は業務執行取締役を含むすべての執行役員であり、現在10名の構成です。
- ・執行役員会には、業務執行取締役以外の取締役および監査役が出席することができることとなっております。
- ・執行役員会は、原則として週1回開催しております。また、臨時に執行役員会を開催することができることとしております。

3. 監査の状況

内部監査体制として、他の業務部門から独立した監査部(部員10名程度)が、法令、規則および契約等の遵守状況のみならず、業務の有効性と効率性、財務および業務に関する情報の正確性と信頼性、資産の保全状況も対象に厳格な内部監査を実施してリスク等の管理状況を把握し、各業務部門におけるリスク等の制御および管理に関する内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人の福田光博氏、酒井宏暢氏および小林弥氏の3名であり、3氏は公認会計士法第24条の3に規定する監査関連業務をそれぞれ4年、7年、2年行っております。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士15名、その他10名であり、業務経験年数に偏りが生じないよう配慮されております。

4. 監査役の機能強化に向けた取組状況

- ・当社は上記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.「当該社外監査役を選任している理由」に記載のとおり、客観的な見地から経営監視する役割を果たすために十分な人材として、証券界における豊富な経験と幅広い見識を有している監査役および財務・会計に関して豊富な知識を有している監査役を選任しております。
- ・当社の監査役と会計監査人の連携状況および内部監査部門の連携状況については同1.「監査役関係」に、社外監査役のサポート体制については同1.「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」に記載しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役への報告体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針については、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「内部統制に関する基本方針」6.に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識すると共に、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に応え、証券市場の参加者、利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券市場の発展に貢献することを使命とし、健全な業務運営を通じて揺るぎない社会的信頼を確立することを目指しております。こうした企業理念のもと、会社法上の機関設計として「監査役会設置会社」を採用し、従前より証券・金融界を含め、広く経済界から社外取締役および社外監査役を積極的に招聘し、多角的な視点からの監督、監査を行う体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の定時株主総会から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人および信託銀行の株主に対し、英語版の招集通知を発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知(和文および英文)を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の決算発表時に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(四半期ごと)後、英語によるIR資料をホームページにて公開しております。また、代表者による海外IRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料等、法定の情報開示にとどまらず、積極的なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役員行動規程に、「証券金融の専門機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立する。」と規定しております。
その他	<p>決算説明会資料等のホームページ上での公開のほか、信用取引を利用するお客様や証券市場動向を分析する機関の利便性向上を図るため、貸借取引情報を当社ホームページ上で日々提供しております。</p> <p>当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児および介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制に関する基本方針を、次のとおり定めております。

証券市場における専門金融機関としてその社会的責任と公共的使命を強く認識しつつ、本基本方針に基づき、内部統制システムを構築、運営するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図る。

- 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会決議により定める「役職員の行動規準」および「コンプライアンス基本規程」に基づき、取締役および使用人に対して法令遵守の徹底を図る。
 - ・社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行にかかる監督機能の維持・向上を図る。
 - ・監査役は、取締役とはその職責を異とする独立した機関として取締役の職務執行を監査する。
 - ・会社全般のコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設置し全社的なコンプライアンスを推進する。
 - ・コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・プログラム」を策定し「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付・通読確認などの施策を実施する。
 - ・相談・通報制度として、社内窓口だけでなく外部通報窓口を設置し、通報者の匿名性を維持しながら、実効性を高める対応を行う。
 - ・マネー・ローndリングおよびテロ資金供与を防止するために必要な取引時確認および疑わしい取引の届出について「マネー・ローndリング等防止に関する規程」を定め、マネー・ローndリング等防止態勢を整える。
 - ・当社および子会社の業務において、顧客の利益が不当に害されることのないよう、「利益相反管理方針」を定めて公表するとともに、「利益相反管理規程」および「日証金信託銀行との顧客情報共有に関する規程」を制定し、利益相反および顧客に関する非公開情報の適切な管理体制を整える。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力排除に向けた全社の方針」を定め、不当要求防止責任者を中心に全社的な対応を行う。
 - ・内部監査を担当する監査部は、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、法令、規則等の遵守状況を監査する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会決議により定める「リスクの管理方針」に基づき、社内全体にリスク管理重視の考え方を周知徹底する。
 - ・会社全般のリスク管理を定めた「リスク管理規程」に基づき業務運営部署とリスク管理部署との相互牽制体制を構築する。
 - ・統合リスク管理の導入により経営の健全性確保および収益性の向上を図る。
 - ・監査部は、リスクの管理状況を把握しリスクの制御および管理に関する内部管理態勢を評価するとともに、その改善に向けての提言等を行う。
- 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - ・業務遂行にかかる適正な情報管理および保存を図る観点から、社内文書の管理全般にかかる「文書保存規則」を定める。
 - ・株主総会議事録や取締役会議事録等の重要会議の記録や取締役の職務執行にかかる決裁の記録である稟議書等を、適正に保存し管理する。
 - ・「情報セキュリティ管理方針」を定めて、システム企画部担当役員を「情報セキュリティ統括責任者」に任命し、電磁的情報の管理・保存を含む社内共通の情報セキュリティ対策の推進を図る。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を月1回開催し、経営にかかる重要事項を決定するとともに、代表取締役または他の業務執行取締役が業務遂行状況を報告する。
 - ・会社業務の意思決定と職務執行を分離して経営判断の迅速化を図る観点から執行役員制度を導入し、より効率的な業務遂行態勢を整える。
 - ・業務遂行に関する重要事項を審議するための「経営会議」、業務遂行状況に関する報告を行う「執行役員会」を設置し、それぞれ原則週1回開催する。
 - ・会社業務の遂行にあたっては、社内の職務分掌を定めた「内規」、重要事項に関する決裁手続を定めた「稟議規程」およびその他の社内規程によって定められた決裁権限に基づいて行う態勢とする。
- 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社に関する事項を統括する「関係会社担当役員」を任命し、子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。
 - ・関係会社の代表取締役等は、当社代表取締役へ月1回定期的な報告を行うとともに、当社の関係会社担当役員および関係会社の総務担当役員により月1回「関係会社連絡会」を開催する。
 - ・当社と子会社の総務および経理担当は、月1回財務状況等の情報交換を行うほか、当社のリスク管理上必要な情報および財務情報のほか総合的な関係会社管理のための情報について、それぞれ関係会社から定期的に収集、管理するとともに、適宜、取締役に報告する。
 - ・当社の監査役は、子会社の監査を行い、また必要に応じて子会社および関連会社に対して報告を求める。
 - ・当社の監査部は、必要に応じて子会社の業務を監査対象として内部監査を行う。
 - ・関係会社との連携を一層強化する観点から、「関係会社管理規程」を制定する。
- 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役への報告体制、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針
 - 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の対応を明確にするため、その独立性および指示の実効性を確保することを明記した「監査役職務の補助に関する規程」を定める。
 - 監査役への報告体制
 - ・監査役は、取締役会のほか必要に応じて経営会議や執行役員会等に出席し、重要な事項について報告を受ける。
 - ・監査役は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理および財務管理の状況等について、取締役または使用人から定期的に報告を受ける。
 - ・当社および子会社のコンプライアンスに関して外部通報窓口にご相談・通報があった場合は、外部窓口から監査役に対しその内容および調査結果が報告される。

- ・社内のすべての稟議書およびその他の重要文書を常勤監査役に回付して閲覧に供する。
 - ・監査役は、業務遂行状況(子会社に関する事項を含む)に関して必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - ・監査役へ報告を行った役員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益に取扱わない。
- (3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、内部監査部門と密接な関係を保ち内部監査の結果を活用する。
 - ・関係会社監査の実効性を高めるため、定期的に「関係会社常勤監査役連絡会」を開催して関係会社監査役との関係を強化する。
 - ・監査役は、当社の会計監査人との間で適宜連絡をとるとともに、密接に情報交換を行う。
- (4) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針
- ・監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた全社の方針

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。

- ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で対応する。
- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。
- ・反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた態勢の整備

(1) 反社対応部署およびその役割

反社会的勢力への対応を統括する部署(反社対応部署)は、コンプライアンス統括部とする。

反社対応部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積しデータベースを構築するとともに、研修活動の実施、対応マニュアルの整備等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する。

(2) 暴力団排除条項の導入、審査体制の整備

適切な事前審査の実施や、契約書等への暴力団排除条項の導入等により、反社会的勢力との取引を未然に防止するとともに、反社対応部署は、これらについて定めた規程を整備する。

(3) 外部専門機関との連携体制の確立

反社対応部署は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(4) 有事の対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を反社対応部署を経由して速やかに担当取締役に報告するとともに、外部の専門機関と連携の上、経営トップ以下、組織全体として対応する。

以上

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制 …「社内体制図」参照

当社は、各種法令および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」等の規則に従い、重要事実等の適時・適切な開示を行っております。金融商品取引法等に定める重要事実のうち未公表のもの、またはこれに準ずる情報で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす情報を重要事実等と定め、迅速・正確・公平な開示等を行うため、社内当社株式に関する情報管理責任者を置いております。同責任者は経営企画部を担当する業務執行取締役が就任しております。

各部および子会社において発生事実に該当するおそれがある事象が生じた場合、各部等は、経営企画部を窓口として同責任者にこれを報告し、同責任者は、その内容が適時開示の必要があるかを判断し、必要がある場合は開示の内容、時期および方法を決定し、経営企画部が開示の手続を行います。決定事実に該当する案件や決算案件は、同責任者が出席する経営会議または取締役会において承認または決議され、承認または決議が行われた時点で発生事実と同様の手続を経て開示を行います。

また、当社の役職員には、重要事実等を業務上必要とする者以外の者への漏洩の禁止や該当資料の隔離などが義務付けられています。経営の透明性確保の観点から、情報開示方法については、法定の開示方法にとどまらず、ホームページなどを利用して積極的かつタイムリーなディスクロージャーを行うよう努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る役職員等への指導

上記の社内体制については、社内規程である「インサイダー取引等の不正取引防止規程」のなかに定めており、役職員へ周知を徹底しております。

また、コンプライアンスを企業経営の前提と位置づけ、コンプライアンス統括部を中心に当社全般のコンプライアンスを推進しております。役職員に対しては、投資家保護の意識を高め、公正かつ適切な業務運営を行うため、定期的にコンプライアンス研修を実施するほか、随時、業務に即した研修、指導を行うことにより、コンプライアンス意識の徹底を図っております。

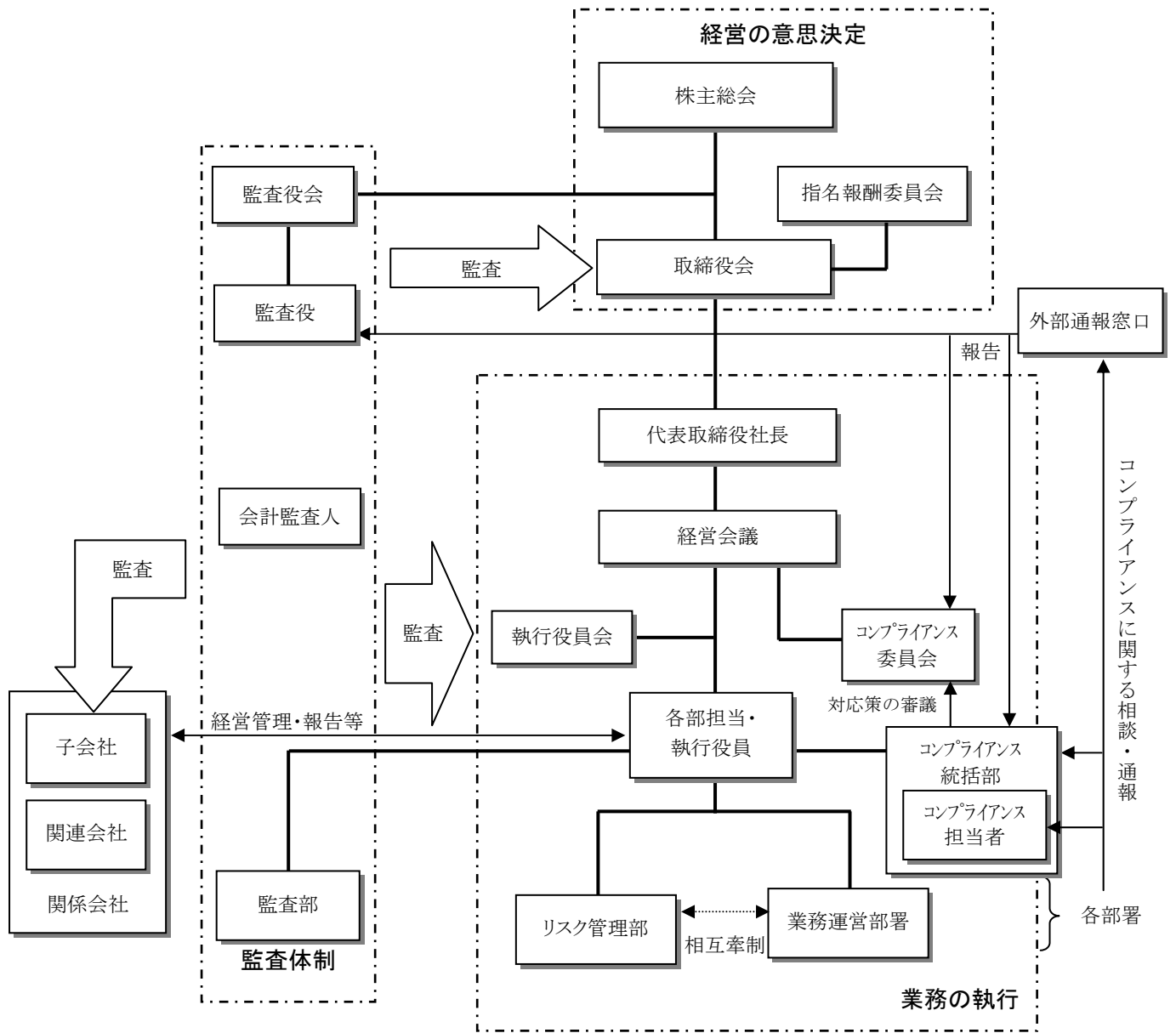
役職員の行動規準や業務を執行する際に遵守すべき法令・ルールの主なものをもとめたコンプライアンス・マニュアルには、重要な会社情報の開示に関する項目を設けて、金融商品取引法および証券取引所の諸規則等に定められた会社情報について、事例をあげて説明しております。同マニュアルについては、各部に配置しているコンプライアンス担当者を通じて役職員等に配布・通読させております。

3. 管理体制の監査

内部監査体制として、社内監査部門である監査部が監査役および会計監査人と連携して業務の遂行および法令・規則の遵守状況等を定期的に監査し、リスク等の管理状況を把握するとともに各業務部門におけるリスク等の制御および管理に関する内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、その結果については取締役社長に報告しております。

以上

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



社内体制図

(発生事実)

(決定事実)

(決算情報)

